

日本ロールシャッハ学会 会則

第 1 章 名称と事務局

第 1 条 本会は日本ロールシャッハ学会 (Japanese Society for the Rorschach and Projective Methods) と称する。

第 2 条 本会の所在地は、関西福祉科学大学心理科学部 小笠原將之研究室 (大阪府柏原市旭ヶ丘 3-11-1) である。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 本会は、ロールシャッハ法およびその他の投影法による心理学的理解の臨床活動と研究活動を推進し、会員相互の情報交換を行って、会員の資質の向上を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 会員の臨床活動と研究活動の促進を目的とする会合 (日本ロールシャッハ学会大会と呼ぶ) の開催。
- (2) 会員が本会の運営に関して審議する会合 (日本ロールシャッハ学会総会と呼ぶ) の開催。
- (3) 会員の資質と技能の向上を図るための諸活動 (ワークショップ等の開催)。
- (4) 会員相互の情報交換、親睦増進のための諸活動。
- (5) 「ロールシャッハ法研究 (*Rorschachiana Japonica*)」誌、会員名簿、その他の刊行。
- (6) その他、本会の運営に必要な事業および活動。

第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員は本会の目的に賛同し、所定の入会金、会費を納入した個人で、入会を希望する者は会員 1 名の推薦を得て常任理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 名誉会員は、わが国のロールシャッハ法およびその他の投影法の領域において顕著な業績を残した者、又は本会の運営に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。
- (3) 賛助会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人、法人、又は団体で、入会にあたっては入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

第 6 条 会員は、ロールシャッハ法および、これに関連する技法の活用によって得られた知見を公表する際には、本法を受ける者の人権に十分配慮し、本法を保護するよう努めるなど臨床上の倫理を遵守しなければならない。

第 7 条 会員は、申出により、連続して 2 年を限度として一時休会することができる。その手続き及び休会中の扱いについては別途細則に定める。

第 8 条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会

会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(2) 自然退会

会費を 2 年以上にわたって滞納し、事務局からの催促に応じなかったときは、自然退会とみなす。なお、この場合、滞納会費を清算した後でなければ再入会は認められない。

(3) 除名

本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があった場合、会長は総会の議決を経て、除名することができる。ただし、当該会員はその決定に対して、異議を申し立てることができる。

(4) 死亡

第 4 章 組織と運営

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以内

(2) 監事 2 名

第 10 条 理事および監事は会員による選挙とする。選挙方法については別に定める。

第 11 条 理事の中から、会長と、常任理事（6 名）の中の 5 名を互選する。残りの 1 名の常任理事は会長の選考によるものとするが、理事会の承認を得なければならない。会長は本会を代表し、常任理事は会長を補佐する。

第 12 条 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。また理事会は、毎年の大会を主催する者（大会会長）を会員の中から選出して委嘱する。

第 13 条 理事は機関誌「ロールシャッハ法研究」の編集委員として、常任理事の中から 2 名、理事の中から 3 名以上を選出する。常任理事 2 名のうち 1 名は編集委員長、もう 1 名は副編集委員長を務める。

第 14 条 監事は本会の会計を監査する。

第 15 条 役員任期は 3 年とする。ただし、同一人をひき続き 3 期以上会長として選出しないこととする。

第 16 条 本会の事務遂行のために事務局を置く。事務局には事務局担当者若干名と嘱託若干名を置くことができる。

第 17 条 役員はすべて無給とする。嘱託は有給とすることができる。

第 5 章 会費ならびに会計

第 18 条 本会の収入は、次のものとする。

(1) 入会金

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 寄付金その他

第 19 条 本会の入会金は 4,000 円（ただし、賛助会員は免除）、年会費は International Society for the Rorschach and Projective Methods（ISR）に入会する正会員については 10,000 円、ISR に入会しない正会員については 7,000 円とし、すべての正会員は機関誌「ロールシャッハ法研究」の配付を受ける。また ISR 加入者は、「Rorschachiana」の配付を受ける。

- 2 賛助会員の会費は 1 口以上（1 口 30,000 円）とし、機関誌「ロールシャッハ法研究」の配付を受ける。
- 3 大学院修士課程・博士前期・博士後期課程に在籍する正会員の年会費は、初年度に限り無料とする。

第 20 条 本会の収支決算は監事の監査を経て、年次総会の議決を経なければならない。

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 補則

第 22 条 本会の事業およびその運営を明細化するために、別に細則を設ける。

第 23 条 本会の会則の変更は、理事会の審議を経て総会に提出され、総会出席者 3 分の 2 以上の同意によって行われる。本会の細則の変更は、理事会の審議を経て総会に提出され、総会出席者の過半数の同意によって行われる。

- 2 理事の改選等に伴い第 2 条を変更する必要があるときは、理事会の承認によりこれを変更することができる。

附則 本会則は令和 6 年 4 月 21 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は令和 2 年 4 月 20 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は平成 29 年 10 月 27 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は平成 24 年 11 月 3 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は平成 20 年 10 月 25 日より施行する（一部改正）。

附則 本会則は平成 10 年 11 月 15 日より発効する。

附則 本会の銀行口座管理は、財務担当者が行う。

附則 第 9 条の規定にかかわらず、本会第 1 回の選挙により役員が決定するまでの間、本会の発起人等の中から理事および監事を選出するものとする。

附則 本会の設立年月日は、平成 9 年 11 月 29 日である。